

消防訓練礼式

部隊訓練（小隊訓練）編

山梨県消防学校

消防訓練礼式は、個人の規律心をかん養し、隊員としての品位を向上させ消防活動における確実軽快な動作及び厳正な態度を練成するための基礎となります。

現在、大規模災害等により被災した市町村・都道府県の消防力では対応が困難な場合、全国から消防部隊が集結し、人命救助活動等を迅速に実施し得る体制が構築されています。

災害現場等において、組織や階級の異なる多数の消防隊員が一堂に会したとき、規律ある団体行動の規範となるものが、「消防訓練礼式の基準（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）」です。

山梨県消防学校において消防訓練礼式は、消防精神を学び、消防の基本を修得するための重要な教育訓練と位置づけ、県下の消防職団員に対し普及啓発を進めてきました。

このテキストは、本校の教育課程における消防訓練礼式の教材として、また各消防機関における教育訓練や入校前教育等に御活用いただくことを目的に作成したものです。

テキストの内容は、「消防訓練礼式の基準」の規定に基づき、「部隊訓練（小隊訓練）」について、写真や図を示し解説しました。

「消防訓練礼式の概要・各個訓練 編」と合わせて、消防力の充実強化にお役立ていただけたら幸いです。

平成26年3月

目 次

第1章 部隊訓練の通則

1	部隊訓練の目的	1
2	部隊訓練の主眼	1
3	部隊訓練の種別	1
4	命令の予告及び動作の監視	1
5	部隊訓練実施上の基準	2
6	指揮者の位置	3
7	隊員の確認・番号	4
8	部隊訓練の準備	6

第2章 部隊の編成及び隊形

1	小隊の編成	7
2	小隊の隊形	10
3	横隊の集合	11
4	縦隊の集合	14
5	小隊長の位置	16

第3章 部隊の整頓

1	横隊の整頓	17
2	側面縦隊の整頓	19
3	縦隊の整頓	20
4	整頓の的確	22

第4章 部隊の右（左）向き及び後ろ向き

1	右（左）向き	27
2	横隊の後ろ向き	32

第5章 行進

1	横隊の直行進	35
2	行進中の右（左）向き及び後ろ向き	36
3	側面縦隊及び縦隊行進中における整頓	39
4	縦隊の右（左）向け発進及び行進中の側面縦隊の左（右）向き停止	39

5	斜行進	41
6	みち足	42
7	行進の停止	42

第6章 方向変換、隊形変換等

1	横隊の方向変換	43
2	側面縦隊及び縦隊の方向変換	48
3	側面縦隊及び縦隊の半ば方向変換	50
4	側面縦隊の横隊変換	51
5	行進中の横隊の側面縦隊変換	53
6	解散	54

第1章 部隊訓練の通則

1 部隊訓練の目的

第34条

部隊訓練の目的は、部隊活動の基礎を練成するにある。

消防活動には、厳正な規律と秩序ある団体行動に基づき、迅速かつ的確な部隊行動が不可欠である。

部隊訓練は、各個訓練により修得した個々の隊員の能力を結集し、確実軽快な部隊活動を実施するための基礎を練成するものである。

2 部隊訓練の主眼

第35条

部隊訓練の主眼は、部隊の団結力、規律、士気及び協同動作を向上し、正確で軽快な部隊行動を訓練するとともに指揮者の指揮能力を向上するにある。

災害現場において、一糸乱れぬ部隊行動をとることにより、消防諸般の要求に応えるための基礎を作ることが部隊訓練である。合わせて、指揮者が消防部隊を十分に指揮することができる能力を練成することも部隊訓練の眼目である。

3 部隊訓練の種別

第36条

部隊訓練は、小隊訓練、中隊訓練及び大隊訓練とする。

部隊訓練は小隊訓練、中隊訓練及び大隊訓練の3種類から成り立つ。

部隊の最小単位は、小隊である。小隊は、「3分隊に分け、分隊は、10人の隊員をもって編成する（第43条第1項）」とあり、概ね30人をもって一小隊とする。

中隊は、「第43条の基準に準じ、おおむねこれを3小隊（第67条第1項）」で編成する。

大隊は、複数の中隊をもって編成する。

4 命令の予告及び動作の監視

第37条

大（中）隊訓練に際し、中（小）隊長は、あらかじめその中（小）隊の行なおうとする動作を小声で指示することができる。

2 中（小）隊長は、整頓、隊形変換等をする場合においては、中（小）隊の動作を監視しなければならない。

部隊訓練において、動作の斉一性を図ることができるよう、命令の予告について定めたものである。

自己中（小）隊が整頓、隊形変換等をする場合、中（小）隊長は隊の動作を監視しなければならない。

例えば、横隊が整頓をする場合、小隊長は回れ右し、隊の動作を監視する必要がある。（写真1）

5 部隊訓練実施上の基準

第38条

部隊訓練を実施するときは、次の各号に掲げる事項を基準とする。

- 一 整頓を行なう場合列員は、足の位置を正して、頭、肩及び上体を前後に出すことなく正しい姿勢をとり、頭を右（左）にまわし、右（左）の目で右（左）列員を見、他の目で全線を見通すものとする。
- 二 行進中は、歩調の斉一と適正な間隔及び距離の保持に努め、常に頭をまわさないで整頓翼の方にある右（左）列員及び前方の列員に注意し、整頓翼から押してくるときは、これにしたがい、反対翼から押してくるときは、これをささえるものとする。
- 三 行進中間隔及び距離が開閉したときは、徐々に回復するようにつとめるものとする。
- 四 障がい〔・・・〕物等に遭遇したときは、直ちに左右に避けしないで足踏みをし、他の列員の行進に支障がなくなつてから障がい〔・・・〕物等を避けてすみやかにもとの位置に復するものとする。
- 五 整頓翼の方の列員と踏足の違つたときは、第33条の規定により足の踏替えをし、すみやかに整頓翼側列員の踏足にあわせるものとする。
- 六 みち〔・・・〕足は、不せい地等の行進の際、小隊縦隊及び中隊直列縦隊の隊形で行なうものとし、列員は正規の歩調をとらないことができる。
- 七 方向を換えるには、停止間の場合は、速足を用いるものとし、特に必要のあるときは、かけ〔・・・〕足を用い、予令の次に「かけ〔・・・〕足」の号令を加えるものとする。ただし、行進中の場合は、原則としてかけ〔・・・〕足を用いるものとする。
- 八 この節の定めにかかわらず、必要のあるとき指揮者は、特定の人員の位置を指定し、又は隊形を変更することができる。

第1号は、整頓時の行動基準について定めている。

整頓には、隊員が自発的に行うものと、指揮者の命令により行うものがある。

自発的に整頓するものには、行進中に右（左）列員やきょう導にならないながら隊列を整えるものと、動作の停止後速やかに整頓するものがある。

命令により整頓するものには、きょう導を数歩前進させ新たに定めた整頓線に列員をならばせて整頓させるものと、その場で整頓させるものがある。

同一線上に整列するためには、隊員各自が正しい姿勢で一定の距離と間隔をとり、かかとの線を一致させ、右（左）にならない整頓しなければならない。

右（左）にならう時、右（左）目で隣の列員を見る基準は、えり部とする。1)

右（左）目で全線を見る場合は、頭や上体を前後に動かす動作を行ってはならない。

「距離」とは、同一線上に縦に並んだ単位間の間げきをいう。隊員間の距離は、前の者のかかとかから後の者のかかとかまでを測る。（第10条第1項第3号）

「間隔」とは、同一線上に横に並んだ単位間の間げきをいう。隊員間の間隔は、右方の隊員の左肩から左側の隊員の右肩までである。徒歩訓練における隊員間の間隔は、通常、手を腰に当てた長さである。特に間隔を指定した場合は、右方の隊員の両かかとの中心線から左側の隊員の両かかとの中心線までを測る。（第10条第1項第4号）

第2号から第5号は、行進時の行動基準について定めている。

第6号のみち足は、「小隊縦隊及び中隊直列縦隊の隊形で、長距離の行進又は不せい地等を行進する際に行うもので、これは正規の歩調によらず、列員の体の緊張を解いた安易な姿勢で、隊列を乱さない範囲において、通常 of 自由な歩行で行うものである。」²⁾



写真1 小隊横隊の整頓



写真2 小隊縦隊の整頓

6 指揮者の位置

第39条

指揮者は、通常、部隊の指揮掌握及び訓練に最も適切な位置にあつて指揮を行なう。

部隊訓練における指揮者の号令をかける位置³⁾

指揮者が命令、指示を与え又は号令をかけるときは、通常、部隊に面して行うほか次による。

1 停止間

(1) 部隊の正面に立つ。

(2) 小隊の場合横隊の長さを底辺とした二等辺三角形の頂点で、適切な距離を保ち立つ。

(3) 後ろ向きの号令で、部隊が背面向きの隊形時での場合に号令をかけるときは、その指揮者は部隊の正面に移動することなくそのままの位置とする。

2 行進間

部隊に面し、その行動に適宜な位置とする。

7 隊員の確認・番号

第40条

部隊の集合が終わったとき指揮者は、番号を呼称させ、人員の確認を行なうものとする。

2 番号を呼称する列員は、通常、横隊においては前列、縦隊においては最右翼列員（以下「基準列員」という。）とする。

第41条

番号を呼称させるときは、「番号」の号令をかける。

2 横隊においては、前項の号令で右翼者から左へと順次自己の番号を呼称する。

3 縦隊においては、第一項の号令で列員の先頭者から後方へ順次自己の番号を呼称する。

(1) 番号は、活発に短く呼称すること。

(2) 小隊横隊の場合（図1、写真3）

ア 両翼分隊長は、番号を呼称しない。

イ 最終番号呼称の直後に、必ず「満（マン）」または「欠（ケツ）」を呼称する。
ごが組めている場合は満、欠ごの場合は欠を呼称する。

ウ 満または欠の呼称は、後列の左翼列員が行う。

(3) 小隊縦隊の場合（図2～図5、写真4～写真7）

ア 号令により、先頭分隊長から順次番号を呼称する。

イ 後尾分隊長は、番号を呼称しない。

ウ 最終番号呼称の直後に、必ず欠又は満を呼称する。

(ア) 欠1及び欠2の呼称は、最終番号を呼称した者の列の最左方列員が行う。

(イ) 欠3の呼称は、最終番号を呼称した者が行う。



写真3 横隊の人員の確認

図1 横隊の人員の確認

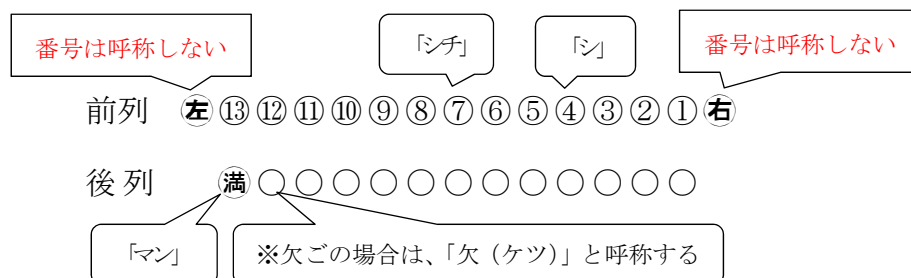




写真4 縦隊の人員確認



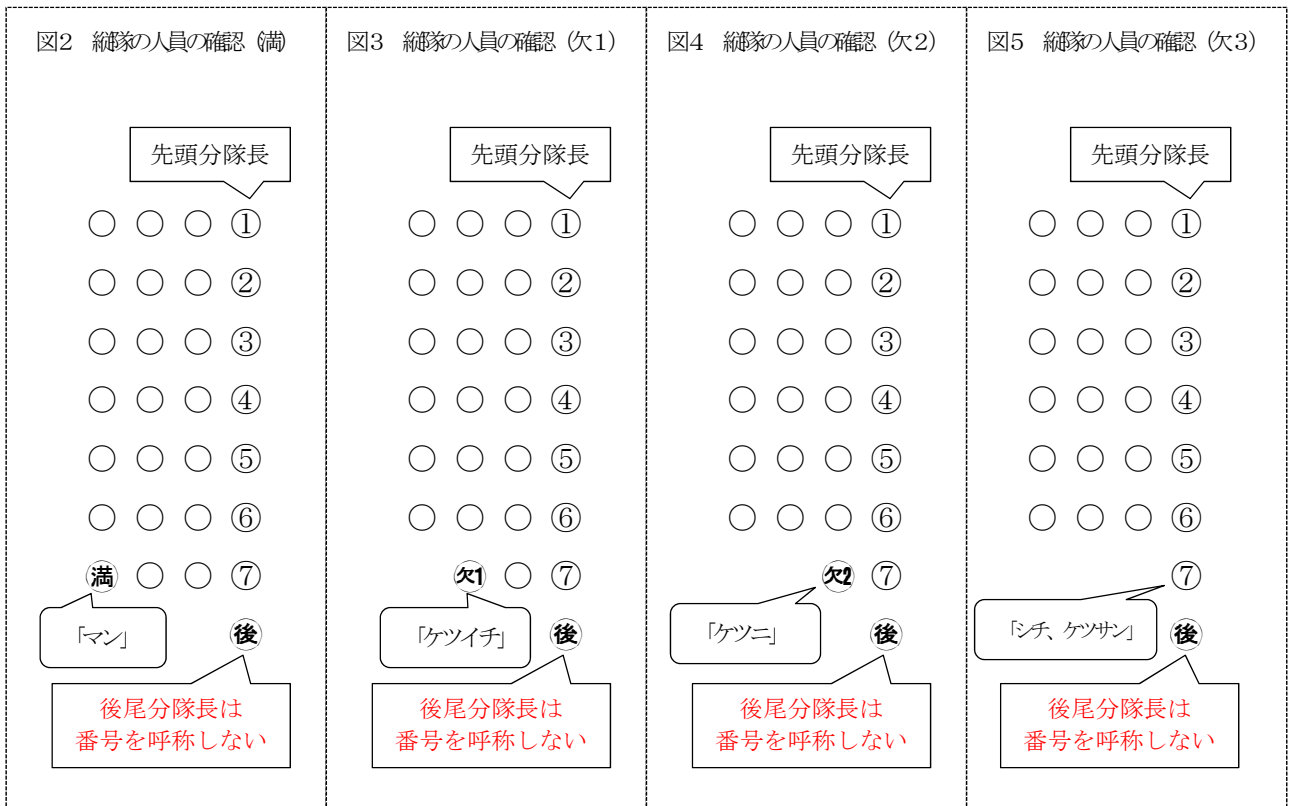
写真5 縦隊の人員確認 (満)



写真6 縦隊の人員確認 (欠1)



写真7 縦隊の人員確認 (欠3)



8 部隊訓練の準備

第42条

部隊訓練を準備するため、この節第2款の規定にしたがい、分隊で訓練を行わなければならない。

分隊という少人数で反復訓練することにより、部隊訓練の習熟を図るものである。

「この節第2款の規定」とは、本テキストの第2章から第6章までの内容と読み替えるものとする。

<参考文献>

- 1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編（全国加除法令出版）P42
- 2) 同 P42
- 3) 同 P43,P44

第2章 部隊の編成及び隊形

1 小隊の編成

第43条

小隊は、3分隊に分け、分隊は、10人の隊員をもつて編成する。ただし、人員の都合により増減することができる。

2 小隊は、きよう〔・・・〕導として横隊にあつてはその両翼に、縦隊にあつては、最右翼列の先頭及び後尾に分隊長を置くものとする。

3 横隊の前後列の2人及び縦隊の左（右）方列の4人をご〔・〕という。

4 横隊の左翼の後列及び縦隊の後尾左（右）方列を欠く場合を欠ご〔・〕という。

小隊の編成について定めたものである。

小隊編成前の集合は、横隊の集合について定めた第45条に準じて行う。

本条第3項及び第4項でいうところの、「ご」とは、「伍1人の組み、人のなかま₁₎」のことを意味する。(図7～図9参照)

<小隊の編成要領>

(1) 第45条に準じて集合する。このとき、前列最右翼に右翼分隊長の資格を有する者(階級上位者)が位置し、概ね階級ごと身長で2列横隊となる。(図10)



写真8 小隊編成前の2列横隊の隊形



写真9 列外員の行進

(2) 指揮者は、第39条のとおり、「部隊の指揮掌握及び訓練に最も適切な位置にあつて指揮を行なう」ものとする。横隊においては、部隊の長さを底辺とした二等辺三角形の頂点の位置で、適切な距離を保ち指揮をとる。₂₎

(3) 指揮者は、「只今から小隊を編成する」と小隊編成の意図を示した後、「最右翼前後列員5歩前へ一進め」の号令で、前後列1番(以下、「列外者」という。)の2名を前進させる。(写真8、写真9)

(4) 指揮者は、列外者が5歩前進した後、列外者に対して、「左向け一左」の号令をかける。号令により、列外者は左に向きを変え、直ちに自発的に整頓する。(写真10、写

真11)

(5) 指揮者は、列外者及び前列員に対し、「番号」の号令をかける。(写真12)

(6) 号令により、列外者及び前列員は、右翼側から順に番号を呼称する。(写真12)



写真10 5歩進み基本の姿勢をとる列外者



写真11 自発的整頓を行う列外者



写真12 番号の呼称



写真13 分隊長指名(第1分隊長)

(7) 指揮者は、分隊長を指名する。第1分隊長から第3分隊長まで指名する。

ア 「第1分隊長は、列外者1番〇〇」と指名する。(写真13)

イ 「第2分隊長は、前列1番〇〇」と指名する。

ウ 「第3分隊長は、列外者2番〇〇」と指名する。

(8) 指揮者は、分隊を編成する。

ア 第1分隊は、「〇番まで第1分隊」と指示する。

イ 第2分隊は、「〇番まで第2分隊」と指示する。

ウ 第3分隊は、「左翼第3分隊」と指示する。

30人の小隊を編成する場合、「5番まで第1分隊、10番まで第2分隊、左翼第3分隊」と指示することになる。

(9) 指揮者の「分隊長位置につけ」の号令により、第1及び第3分隊長は左に向きを変えた後、第1分隊長は右翼分隊長の位置、第3分隊長は左翼分隊長の位置までかけ足で移動する。第1及び第3分隊長の行動は、図6、写真14から写真19までのおりとする。

(10) 指揮者は、小隊を編成後、番号をかける。このとき、両翼分隊長は番号を呼称しないものとする。

(11) 小隊の編成のポイント

- ア 号令は、列外者（分隊長）に指示する場合と部隊全体に指示する場合があるため、指揮者と隊員双方が号令の意図を理解し、対応することが必要である。
- イ (6) にあつては、列外者 1 番、2 番と前列 1 番、2 番の番号呼称が揃うことが望ましい。前列員にあつては、小隊編成前に呼称する番号と異なることに注意する。
- ウ 分隊長の指名にあつては、氏名と階級等を呼称するものとする。
例、「第 1 分隊長は、列外者 1 番〇〇班長」
- エ かけ足行進の停止時、両翼分隊長は両手を活発におろし、基本の姿勢をとってから整頓すること。(写真 1 6、写真 1 8)
- オ 分隊長指名後の両翼分隊長の経路は、図 6 のとおりとする。

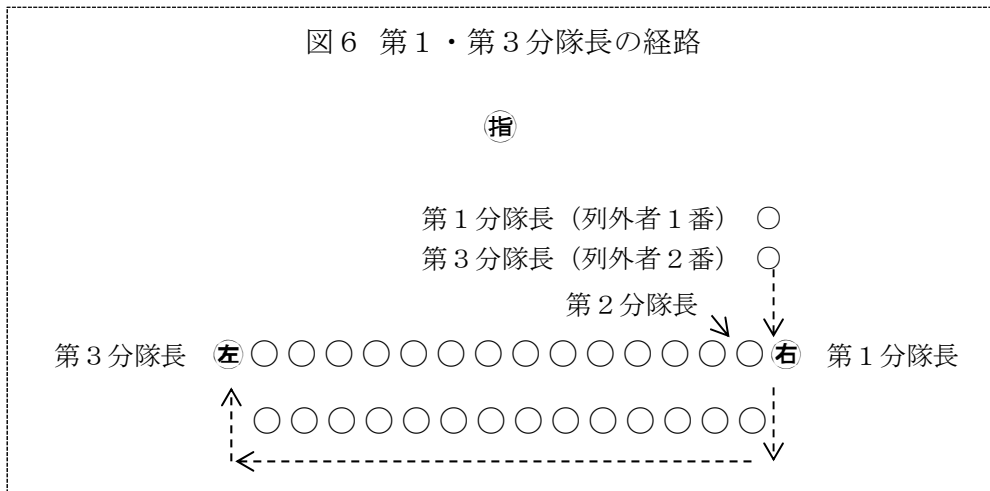


写真 1 4 左に向きを変える第 1・第 3 分隊長



写真 1 5 かけ足で移動する第 1・第 3 分隊長



写真 1 6 右翼分隊長位置で停止した第 1 分隊長



写真 1 7 回れ右で正面を向く第 1 分隊長



写真18
右翼分隊長位置で自発的に整頓する第1分隊長と
左翼分隊長位置でかけ足停止した第3分隊長



写真19 自発的に整頓する第3分隊長

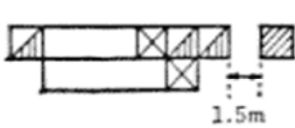
2 小隊の隊形

第44条

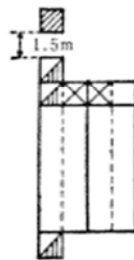
小隊の隊形は、小隊横隊、小隊側面縦隊及び小隊縦隊とし、第1図から第2図までのとおりとする。

2 横隊は、主として集合、点検及び短距離の動作に、側面縦隊は、主として横隊に連れい〔・・〕して行なう行動隊形に、縦隊は、主として集合及び長距離の行動隊形に用いるものとする。

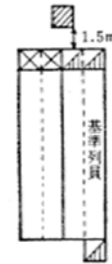
第1図 小隊横隊



第1図の2 小隊側面縦隊



第2図 小隊縦隊



この条文は、小隊の隊形について定めたものである。

横隊の隊形は、主として集合、点検及び限られた場所での部隊行動に用いる。²⁾

側面縦隊の隊形は、横隊に連携した動作を行うときに用いる。³⁾

縦隊の隊形は、主として集合及び長距離の部隊行動に用いるものとする。⁴⁾

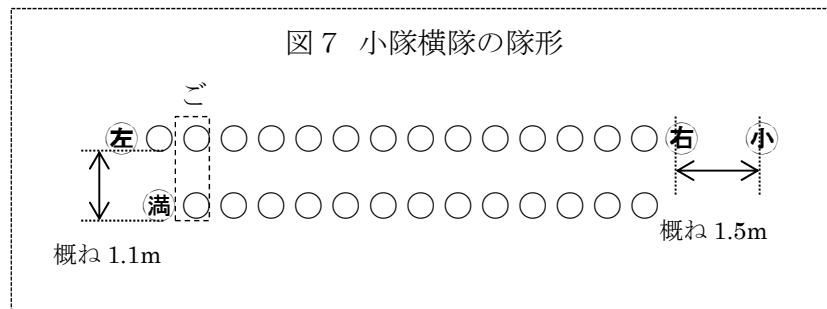
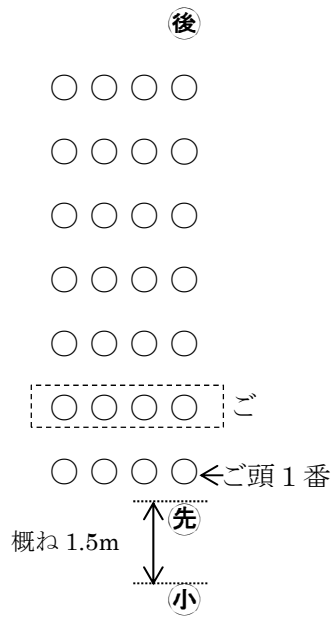
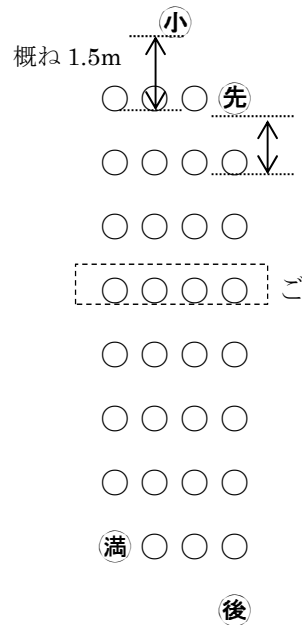


図8 小隊側面縦隊の隊形



先頭分隊長から後尾分隊長の列が基準列となる

図9 小隊縦隊の隊形



先頭分隊長から後尾分隊長の列が基準列となる

3 横隊の集合

第45条

小隊を横隊に集合させるには、基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「集れ」の号令をかける。

2 右翼分隊長は、前項の号令で、指揮者の前方おおむね5メートルの距離をとって基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「基準」と呼称し、横隊の定位につく。列員は、右翼分隊長の左方に身長に順序に2列とし、列間の距離がおおむね1.1メートルになるように整列する。

3 隊員は、各個に間隔を規正するために右手を腰にあててならうが、この際、後列の者は前列の者にならつたのち右方に整頓し、整頓が終われば右より手をおろす。

「小隊の編成」について定めた第43条に基づき、小隊が編成されていることを前提に横隊に集合させる。

小隊が編成される前に横隊となる場合は、本条の要領に準じて集合する。このとき、前列最右翼に右翼分隊長の資格を有する者（階級上位者）が位置し、概ね階級ごと身長で2列横隊となる。

<小隊横隊の集合要領>

(1) 指揮者は、基本の姿勢から右手を垂直に上げ、手のひらを前方に向け、「集れ」の号令をかける。(写真20)

- (2) 右翼分隊長は、指揮者の号令により、かけ足で指揮者から概ね5mの距離をとって正対し、指揮者と同じく右手を垂直に上げ、手のひらを前方に向け、「基準」と呼称する。(図10、写真21)
- (3) 指揮者が右手をおろす時機は、右翼分隊長が「基準」と呼称したときとする。指揮者は手をおろした後、適当な角度で右に向きを変え(足を引きつけた後)、かけ足行進で部隊中央(横隊の長さを底辺とした二等辺三角形の頂点で、適切な距離を保ち立つ。)の指揮位置に移動(左向け停止し、部隊中央に位置していることを確認後、両手をおろして基本の姿勢となる。)して、指揮をとる。
- (4) 右翼分隊長が右手をおろす時機は、左方列員の概ね1/3が集合線に入ったときとする。⁵⁾
- (5) 右翼分隊長は、手をおろした後、頭を左に向ける。(写真22)



写真20



写真21



写真22



写真23

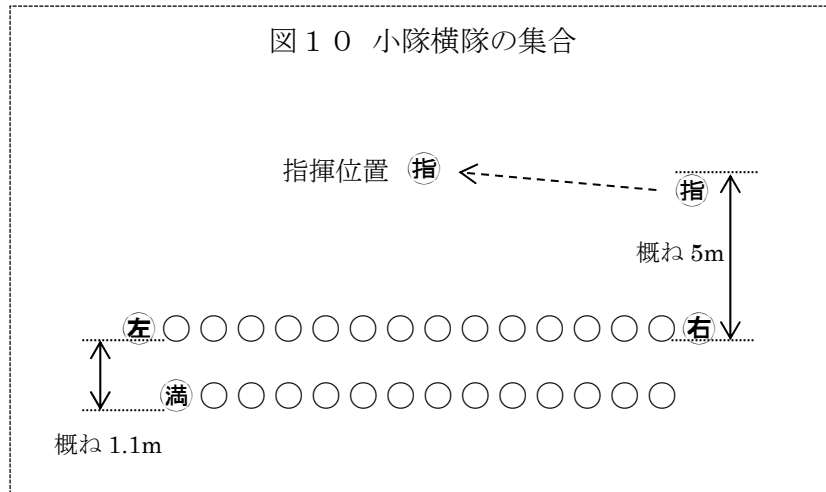


写真24



写真25

図10 小隊横隊の集合



- (6) 列員は、右翼分隊長を基準とし、第44条第1図及び図10のように2列横隊となる。後列員は前列員との距離を概ね1.1m（前の隊員のかかとかから後の隊員のかかとかまで）とり、前列員に正しく重なり、自発的に整頓する。（写真22）
- (7) 右翼分隊長は、自己に近い列員から順次、整頓線上に正しく位置させること。このとき、「○番、前」「○番、後（あと）」と指示し、指示した列員が整頓線に正しく位置したら、「よし」で停止させる。
- (8) 左翼分隊長は、(7)のとおり、右翼分隊長の動作に準じて列員を整頓させる。
- (9) 右翼分隊長は、隊列の整頓状況を確認した後、頭を正面に戻す。（写真23）
- (10) 後列1番員は、後列員の整頓状況を確認し、右翼分隊長が頭を正面に戻した後、速やかに頭を正面に戻す。（写真24）
- (11) 前列員は、自発的な整頓が終わり、右翼分隊長が頭を戻した後、速やかに1番から順に手をおろすと同時に頭を正面に戻す。（写真24、写真25）
- (12) 後列員は、自発的な整頓が終わり、後列1番員が頭を戻した後、速やかに2番から順に手をおろすと同時に頭を正面に戻す。
- (13) 指揮者が小隊長位置につく要領
適当な角度で左に向きを変え、足を引きつけた後、かけ足行進で右翼分隊長右方、概ね1.5mで左向け停止し、頭を左に向けて正しい間隔をとり、列に重なったことを確認後、両手をおろすと同時に頭を正面に戻して基本の姿勢となる。
- (14) 横隊の集合のポイント
ア 「集れ」の号令は、通常、2列横隊に集合することを意味する。
縦隊を集合させる場合は、「縦隊に一集れ」の号令をかける。（第46条第1項）
イ 列員は、指揮者の「集れ」の号令により、迅速に2列横隊に集合すること。
ウ 列員は、右翼分隊長を基準とし、正しく距離と間隔をとり整列すること。後列1番員は、列間の距離を保つ目安となるため、前列1番員との距離（概ね1.1m）を正しくとること。
エ 隊員間の間隔は、「手を腰に当てた長さ（第10条第1項第4号）」とする。
前後列で間隔の違いが生じないように、後列員は前列員に正しく重なり整列するこ

と。(第45条第3項)

オ 隊員が右列員にならない整頓する方法は、横隊の整頓について規定した第48条第2項による。

4 縦隊の集合

第46条

小隊を縦隊に集合させるには、基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「縦隊に一集れ」の号令をかける。

2 最右翼列の先頭分隊長は、前項の号令で、指揮者の前方おおむね5メートルの距離をとって基本の姿勢をとり、右手を垂直に上げ、「基準」と呼称し、縦隊の定位につく。隊員は、基準列員を基準とし、正規の間隔を保ち4列に整列する。

3 隊員は、各個に間隔を規正するため、前条第3項に準じて整頓する。

「小隊の編成」について定めた第43条に基づき、縦隊の集合の要領について定めたものである。

<小隊縦隊の集合要領>

(1) 指揮者は、基本の姿勢から右手を垂直に上げ、手のひらを前方に向け、「縦隊に一集れ」の号令をかける。(写真26)



写真26



写真27

図11 小隊縦隊の集合

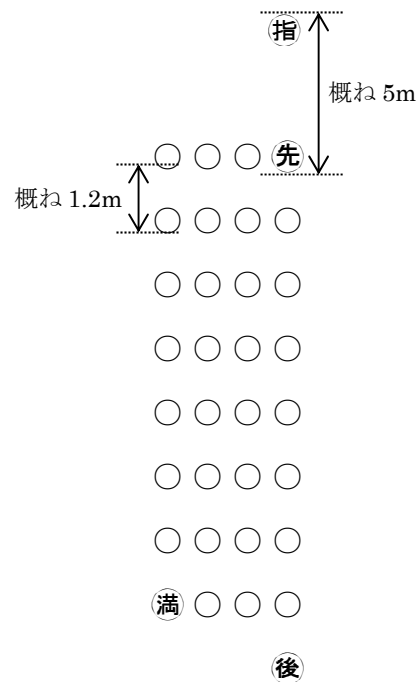




写真 2 8



写真 2 9

- (2) 先頭分隊長は、指揮者の号令により、かけ足で指揮者から概ね 5 m の距離をとって正対し、指揮者と同じく右手を垂直に上げ、手のひらを前方に向け、「基準」と呼称する。(図 1 1、写真 2 7)
- (3) 指揮者が右手をおろす時機は、右翼分隊長が「基準」と呼称したときとする。指揮者は、手をおろした後、右に向きを変え、かけ足行進で部隊中央に移動し指揮をとる。
- (4) 先頭分隊長は、指揮者が手をおろした後、適宜手をおろし、頭を左に向ける。(写真 2 8)
- (5) 列員は、先頭分隊長を基準とし、第 4 4 条第 2 図及び図 1 1 のように 4 列縦隊となる。先頭分隊長に続く最右翼列を基準列とする。先頭分隊長以外の基準列員は、隊員間の距離概ね 1. 2 m (前の隊員のかかとから後の隊員のかかとまで) を正しくとり、前列員に重なった後、左に頭を向ける。
- (6) 基準列員以外の列員は、右手を腰に当て前列員に重なった後、頭を右に向け自発的に整頓する。
- (7) 先頭分隊長は、隊列の整頓状況を確認した後、頭を正面に戻し、順次他の基準列員も頭を正面に戻す。
- (8) 基準列員以外の列員は、右方の基準列員が頭を戻した後、順次手をおろすと同時に頭を正面に戻す。(写真 2 9)
- (9) 縦隊の集合のポイント
- ア 縦隊の集合させる場合、「集れ」ではなく「縦隊に一集れ」の号令をかけること。
 - イ 列員は、指揮者の「集れ」の号令により、迅速に 4 列縦隊に集合すること。
 - ウ 隊員間の距離は、概ね 1. 2 m とする。基準列員は、列間の距離を保つ目安となるため、概ね 1. 2 m の距離を正しくとること。
 - エ 隊員間の間隔は、「手を腰に当てた長さ (第 1 0 条第 1 項第 4 号)」とする。前後列で間隔の違いが生じないように、後列員は前列員に正しく重なり整列すること。(第 4 5 条第 3 項)
 - オ 縦隊の整頓では、基準列員の動作が異なる場合があるので注意すること。自発的に整頓する場合、基準列員は頭を左に向ける。指揮者の号令で整頓する場合、基準列員は前方直視のままとする。

5 小隊長の位置

第47条

小隊長は、小隊が横隊に整列している場合は、右翼分隊長の右方おおむね1.5メートルに位置し、側面縦隊の場合は、旧正面先頭分隊長の前方おおむね1.5メートルに位置し、縦隊の場合は、中央前方おおむね1.5メートルの所に位置する。

小隊横隊の場合、小隊長の位置は第44条第1図及び図7のとおりとする。

小隊側面縦隊の場合、小隊長の位置は同条第1図の2及び図8のとおりとする。

小隊縦隊の場合、小隊長の位置は同条第2図及び図9のとおりとする。

<参考文献>

- 1) 「消防訓練礼式用語辞典」 消防訓練礼式実務研修会編著（近代消防社）P43
- 2) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」 消防庁消防課編（全国加除法令出版）P43
- 3) 同 P49
- 4) 同 P49
- 5) 同 P49
- 6) 同 P50

第3章 部隊の整頓

1 横隊の整頓

第48条

横隊を整頓させるには、「右（左）へーならえ」の号令をかける。

2 隊員は、前項の号令で右翼分隊長及び後列一番員を除く列員が右手を腰にあて、ひじ〔・・〕を側方に張り、後列員は、まず正しく前方の列員に重なって距離をとり、次に頭を右へまわし右列員にならい整頓する。

3 整頓が終わったときは、「直れ」の号令で、隊員は頭を正面に復し、右手をおろす。

横隊の整頓について定めたものである。

<横隊の整頓要領>

- (1) 指揮者は、横隊を整頓させるとき、「右（左）へーならえ」の号令をかける。（写真30、写真34）
- (2) 「右（左）へーならえ」の号令により、右翼分隊長は頭を左に向ける。（写真31、写真35）
- (3) 後列1番員は、「ならえ」の動令により、前列1番員と正しく距離をとった後、頭を左に向ける。（写真31、写真32、写真35、写真36）



写真30



写真31



写真32



写真33



写真 3 4



写真 3 5



写真 3 6



写真 3 7

- (4) 右翼分隊長以外の前列員は、号令により右手を腰に当て、肘を側方に張り、頭を右（左）に向けてならう。（写真 3 1、写真 3 5）
- (5) 後列員は、号令により右手を腰に当て、肘を側方に張り、前列員に重なり正しく距離をとった後、頭を右（左）に向けてならう。（写真 3 5、写真 3 6）
- (6) 指揮者は、隊員の整頓が終わったことを確認後、「直れ」の号令をかける。（写真 3 3、写真 3 6）
- (7) 隊員は、「直れ」の号令により、活発に手をおろすと同時に頭を戻す。
- (8) 横隊の整頓のポイント
- ア 隊員は、指揮者の号令により、活発な動作を行うこと。
- イ 隊員は、かかとの位置で一直線に整頓できるよう習熟を図ること。
- ウ 「右（左）へーならえ」の号令により、右翼分隊長を含む前列員は、一動作で右（左）にならうこと。
- 右翼分隊長は、手を上げることなく、頭のみ左に向ける。その他の前列員は、右手を腰に当てると同時に頭を右（左）に向ける。
- エ 「右（左）へーならえ」の号令により、後列 1 番員は、まず前列 1 番員に重なり正しく距離をとり（ここまで一動作）、二動作目で頭を左に向けること。
- オ 「右（左）へーならえ」の号令により、後列 1 番員以外の後列員は右手を腰に当て、肘を側方に張り、前列員に重なり正しく距離をとり（ここまで一動作）、頭を右（左）に向けてならう。（二動作）
- カ 右翼分隊長及び後列 1 番員は、「直れ」の号令がかかるまで頭を戻さないこと。

キ 隊員は、事前に自発的整頓により整列していることから、命令による整頓では大きい移動がないよう注意すること。

ク 隊員は、「直れ」の号令により、活発に基本の姿勢に戻ること。

2 側面縦隊の整頓

第49条

側面縦隊を整頓させるには、「ならえ」の号令をかける。

2 前項の号令で、小隊の先頭分隊長は、動くことなく、小隊の旧正面にある列員及び後尾分隊長は、おおむね1.2メートルの距離をとって先頭分隊長に重なり、その他の列員は、前方の者に重なって旧正面の方に頭を向け、手をあげないで整頓する。

3 整頓が終わったときは、「直れ」の号令で、隊員は頭を正面に復する。

側面縦隊の整頓について定めたものである。

第52条により、小隊横隊が右（左）向きしてごを組んだときの隊形が、側面縦隊である。（図8参照）

<側面縦隊の整頓要領>

(1) 指揮者は、側面縦隊を整頓させるとき、「ならえ」の号令をかける。（写真38）

(2) 「ならえ」の号令により、先頭分隊長及びご頭1番はそのまま動かず、その他の横隊の旧正面列員（ご頭となる。この縦の列が基準列である。）は、概ね1.2mの距離をとって先頭分隊長に重なる。このとき、旧正面列員は頭を正面に向けたままとする。（写真39）

(3) 後尾分隊長は、自己の前の旧正面列員が奇数番号の場合、「ならえ」の号令により後方に下り、概ね1.2mの距離をとる。（写真39、写真40）

後尾分隊長は、自己の前の旧正面列員が偶数番号の場合、概ね1.2mの距離がとれているのでそのまま動かない。

(4) 旧正面以外の列員は、「ならえ」の号令により、手は腰に当てることなく、頭のみ左に向け、旧正面列員（ご頭）にならう。（写真39）

(5) 指揮者は、隊員の整頓を確認後、「直れ」の号令をかける。（写真40）

(6) 旧正面以外の列員は、「直れ」の号令により、活発に頭を正面に戻す。（写真41）

(7) 側面縦隊の整頓のポイント

ア 隊員は、指揮者の号令により、活発な動作を行うこと。

イ 隊員は、小隊横隊から側面縦隊となった後、自発的整頓を行わないこと。

ウ 側面縦隊の整頓は、指揮者の「ならえ」の号令により行う。

エ 小隊横隊から側面縦隊になったときの旧正面列員間の距離が、概ね1.2mである。

オ 旧正面列員（基準列員）は、「ならえ」の号令で正面を向いたままとする。

カ 隊員は、「直れ」の号令により、活発に基本の姿勢に戻ることに。

キ 行進間で側面縦隊となった場合、先頭分隊長は1、2歩やや大きく行進し、ご頭1番は徐々に概ね1.2mの距離をとるように行進すること。¹⁾

ク 行進間で側面縦隊となった場合、後尾分隊長は、(3)のとおり行動すること。



写真38



写真39



写真40



写真41

3 縦隊の整頓

第50条

縦隊を整頓させるには、「ならえ」の号令をかける。

2 前項の号令で、最右翼列の先頭分隊長は、動くことなく、基準列員は、おおむね1.2メートルの距離をとって先頭分隊長に重なり、その他の列員は、右手を腰にあて、前方の者に重なり基準列員の方に頭を向け、整頓する。

3 整頓が終わったときは、第48条第3項の規定により動作する。

縦隊の整頓について定めたものである。(図9参照)

<縦隊の整頓要領>

(1) 指揮者は、縦隊を整頓させるとき、「ならえ」の号令をかける。(写真42)

(2) 「ならえ」の号令により、最右翼列(基準列)の先頭分隊長はそのまま動かず、それ

以外の基準列員は、先頭分隊長に重なり、概ね1.2mの距離をとる。

(3) 先頭分隊長以外の最前列員は、号令により右手を腰に当て、肘を側方に張り、頭を右に向けてなろう。(写真43)

(4) 最前列以外の列員は、号令により右手を腰に当て、肘を側方に張り、前列員に重なり正しく距離をとった後、頭を右に向けてなろう。(写真43、写真44)

(5) 指揮者は、隊員の整頓が終わったことを確認後「直れ」の号令をかける。(写真44)

(6) 最右翼列以外の列員は、「直れ」の号令により、活発に手をおろすと同時に頭を戻す。



写真42



写真43



写真44



写真45

(7) 縦隊の整頓のポイント

ア 隊員は、指揮者の号令により活発な動作を行うこと。

イ 最右翼列員（基準列員）は、号令で頭を左に向けることなく、正面を向いたまま（前方直視）整頓すること。(写真43)

ウ 最前列員は、一動作（右手を腰に当てると同時に頭を右に向ける。）で先頭分隊長にならうこと。

エ 最前列以外の列員は、二動作（右手を腰に当て、前列員に正しく重なった後、頭を右に向ける。）でご頭にならうこと。

オ 隊員は、事前に自発的整頓により整列していることから、命令による整頓では大きい移動がないよう注意すること。

カ 隊員は、「直れ」の号令により、活発に基本の姿勢に戻ること。

4 整頓の的確

第51条

横隊の整頓を的確にするためきょう〔・・・〕導を出して行なうものとする。

- 2 前項の整頓を行なうときは、指揮者は、「きょう〔・・・〕導（何）歩前へ一進め」と号令し、きょう〔・・・〕導が前進して停止したときは、その位置を正した後、「右（左）へ一ならえ」の号令をかける。
- 3 「右（左）へ一ならえ」の号令で、小隊は前進し、最後の一步を縮めて整頓線のやや後方に止まり、次に頭を右（左）にまわし、小足で静かに整頓線につき、第48条第2項の規定により整頓する。
- 4 右（左）翼分隊長は、すみやかに整頓の基礎を定めるため反対翼の分隊長を目標とし、整頓翼に近い列員から逐次整頓を正し、反対翼の分隊長は、これを補助する。
- 5 整頓が終わったときは、第48条第3項の規定により動作する。

小隊横隊を整頓させるための方法について定めたものである。

指揮者は、両翼きょう導を数歩前進させ、新たに定めた整頓線（以下、「新整頓線」という。）に列員を正しく整頓させる。通常、両翼きょう導が前進する歩数は、3歩とするのが適当である。²⁾

<要領>

- (1) 指揮者は、「きょう導、3歩前へ一進め」の号令により、両翼きょう導を前進させる。
(写真46)
- (2) 両翼きょう導は、正規の歩幅で3歩前進する。(写真47)
停止したとき、自発的整頓は行わないこと。
- (3) 指揮者は、半ば左向きして、足を引きつけた後、かけ足で右翼きょう導の前方、概ね6mの位置に右向け停止の要領で停止し、この位置で右翼きょう導の位置、方向、姿勢等を正す。(写真48、写真49)
- (4) 右翼きょう導の位置、方向、姿勢等が正しい場合、指揮者は「よし」と呼称する。
(写真49)

※写真は、通常点検における整頓の的確



写真46



写真47



写真48



写真49



写真50



写真51



写真52



写真53



写真54



写真55



写真56



写真57



写真58



写真59



写真60



写真61



写真62

(5) 右翼きょう導の足先が適正な各度で開かれていない場合、指揮者は「右(左)足先、

- 内（外）」と指示し、正しい角度をとらせる。このとき、右翼きょう導は小刻みに足先を動かして角度を直す。指揮者は、右翼きょう導の足先が適正な角度になった時点で、「よし」と指示して動作を停止させる。
- (6) 次に、指揮者は半ば左向きして、足を引きつけた後、かけ足で右翼きょう導の右側方、概ね3 mの位置に右向け停止の要領で停止し、右翼きょう導を基準にして左翼きょう導の位置を正す。(写真5 0、写真5 1)
- (7) 左翼きょう導の位置等が正しい場合、指揮者は「よし」と呼称する。(写真5 1)
- (8) 左翼きょう導が前に出ている場合、指揮者は「左翼きょう導、後（あと）」と指示して位置を正す。左翼きょう導が後ろにいる場合、「左翼きょう導、前」と指示して位置を正す。このとき、左翼きょう導は前方直視で基本の姿勢のまま、すり足で前進（後退）する。指揮者は、左翼きょう導が適正な位置になった時点で、「よし」と指示して動作を停止させる。
- (9) 指揮者は、両翼きょう導の位置、方向、姿勢等を正した後、半ば右向きして、足を引きつけた後、かけ足で部隊中央の指揮位置に戻る。(写真5 2)
- (10) 次に、指揮者は「右へーならえ」の号令により、両翼きょう導以外の列員を新整頓線に前進させる。(写真5 3)
- (11) 右翼きょう導は、号令により速やかに頭を左に向ける。左翼きょう導は、右手を腰に当て、肘を側方に張り、頭を右に向けてなろう。(写真5 4)
- (12) 両翼きょう導以外の列員は、号令により3歩前進するが、最後の1歩は長さを縮めることとし、右翼側から順次すり足で新整頓線に入るものとする。(写真5 5)
- (13) 前列員は、新整頓線で右手を腰に当てると同時に頭を右に向けなろう。このとき、右翼分隊長は、自己に近い列員から順次、新整頓線上に正しく位置させること。右翼分隊長は、「○番、前」「○番、後（あと）」と指示し、指示した列員が整頓線に正しく位置したら、「よし」で停止させる。左翼分隊長は、右翼分隊長の動作に準じて、自己に近い列員から順次、整頓させる。(写真5 6)
- (14) 後列員の整頓の際、後列1番は正しく前列員と距離をとり、頭を左に向ける。それ以外の後列員は、右手を腰に当て、肘を側方に張り、前列員に重なり正しく距離をとった後、頭を右に向けてなろう。
- (15) 「左翼きょう導正規の間隔をとれ」の号令により、左翼きょう導は前列最終番員との間隔を調整する。(写真5 7)
- (16) 指揮者は、整頓が完了後、「直れ」の号令をかける。(写真5 8)
- (17) 指揮者は、半ば左向きして、足を引きつけた後、かけ足で前列右側方、概ね3 mの位置に右向け停止の要領で停止し、この位置で前列の整頓を正す。
- (18) 整頓を正す必要がない場合、指揮者は「前列、よし」と呼称する。(写真5 9)
- (19) 前列を整頓させる必要がある場合、指揮者は右翼側から順次整頓させていく。個々の列員を整頓させる場合、指揮者は「前列、○番前（後）」と指示する。指示を受けた列員は、活発に右手を腰に当て、肘を側方に張り、同時に頭を右に向けて、すり足で前（後）に動く。(写真6 0)

列員が適正な位置になった時点で、「よし」と指示して動作を停止させる。「よし」に指示により、列員は停止し、活発に基本の姿勢に戻る。

- (20) 多数の列員を同時に整頓させる必要がある場合は、右翼側から隊列の3分の1以上正した後、「○番から左翼右へーならえ」の号令により整頓させる。(写真6 1)
- (21) 前列の整頓を確認後、指揮者は後列右側方、概ね3 mの位置に移動し、後列の整頓状況を確認する。
- (22) 整頓を正す必要がない場合、指揮者は「後列、よし」と呼称する。(写真6 2)
後列を整頓させる必要がある場合は、前列の方法に準じて行う。
- (23) 前後列の整頓を確認した後、指揮者は「よし」と呼称し、半ば右向きして足を引きつけ、かけ足で指揮位置に戻る。(写真6 2)
- (24) ポイント
- ア 両翼きょう導は、正しい方向、歩幅で3歩前進すること。この前進の良否が隊列全体の整頓の良否に影響するものと認識し、両翼分隊長は前進の正確を期する必要がある。
- イ 整頓状況の確認等で右(左)向きするとき、指揮者は必ずかかとを引きつけ、その後かけ足で移動すること。
- ウ 新整頓線を正確に設定するため、指揮者は両翼きょう導を3歩前進させた後、両翼きょう導の位置、方向、姿勢等を正すこと。
- エ 左翼きょう導は、「左翼きょう導、前(後)」の号令により、そのままの姿勢(右手を腰に当てることなく、前方直視)を保ち、すり足で移動すること。
- オ 右翼きょう導は、「右へーならえ」の「ならえ」の動令と同時に頭のみ左に向け、左翼きょう導は右手を腰に当てると同時に頭を右に向け、列員を迎え入れること。
- カ 前列員は、新整頓線を行き過ぎることのないように、3歩目の長さを縮めることとし、順次右翼側からすり足で新整頓線に入ること。
- キ 両翼きょう導は、自己の手前の列員から整頓させ、速やかに小隊の整頓を完了させるようにすること。
- ク 隊列全体が整頓している際、両翼きょう導は動いてはならない。
- ケ 左翼きょう導が動くことができるのは、「左翼きょう導正規の間隔をとれ」の号令時のみである。しかも、この号令は「・・・間隔をとれ」であるため、横に動くだけで、前後に動いてはならない。
- コ 指揮者が前後列の整頓状況を確認する位置は、各列の右側方、概ね3 mで列員のかかとの線の全線が見通しできる位置とする。³⁾

<参考文献>

- 1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編(全国加除法令出版) P64
- 2) 同 P56
- 3) 同 P59

第4章 部隊の右（左）向き及び後ろ向き

1 右（左）向き

第52条

横隊が右（左）向きをしたときは、偶数員（奇数員）は、斜め1歩前進し、奇数員（偶数員）の右（左）に出てご〔・〕を組み、側面縦隊となる。ただし、両翼分隊長は、各自その位置で右（左）向きをする。

2 側面縦隊で左（右）向きをしたときは、ご〔・〕を解いて横隊になり、右（左）に整頓する。

3 縦隊で右（左）向きをしたときは、4列横隊となり左（右）に整頓する。

横隊及び側面縦隊、縦隊の右（左）向きについて定めたものである。

横隊が右（左）向きをしたときは、ごを組んで側面縦隊となる。側面縦隊が右（左）向きをしたときは、ごを解き横隊となる。

<横隊及び側面縦隊の右（左）向きの要領>

(1) 指揮者は、横隊を右（左）向きさせるとき、「右（左）向けー右（左）」の号令をかける。(写真63)

(2) 隊員は、号令により第16条に定める方法で右（左）向きする。

(3) 横隊の右向き(図12)

ア 隊員は、「右向けー右」の号令により、一斉に右向きする。(写真64、写真65)

イ 奇数員は、右向きした後、そのまま動かない。

ウ 偶数員は右向きした後、右足を斜め右方に1歩踏み出し、奇数員の右横に出てごを組む。(写真66、写真67)

エ 側面縦隊では、自発的整頓を行わない。

オ 指揮者の号令により整頓するときは、第49条のとおり行う。

(4) 横隊の左向き(図13)

ア 隊員は、「左向けー左」の号令により、一斉に左向きする。(写真74、写真75)

イ 偶数員は、左向きした後、そのまま動かない。

ウ 奇数員は左向きした後、左足を斜め左方に1歩踏み出し、偶数員の左横に出てごを組む。(写真76、写真77)

エ 側面縦隊となった後、自発的整頓は行わない。

(5) 側面縦隊から右（左）向きしたときは、ごを解き横隊となる。横隊になった後、直ちに自発的整頓をする。(写真70～写真72、写真80～写真82)

(6) 縦隊の右（左）向き

ア 指揮者は、縦隊を右（左）向きさせるとき、「右（左）向けー右（左）」の号令をかける。(写真83)



写真 6 3 (横隊)



写真 6 4 (横隊の右向き)



写真 6 5 (横隊の右向き)



写真 6 6 (偶数員の右足の踏み出し)



写真 6 7 (ごを組み側面縦隊)



写真 6 8 (側面縦隊の左向き)



写真 6 9 (側面縦隊の左向き)



写真 7 0 (偶数員の左足の踏み出し)



写真 7 1 (ごを解き横隊)



写真 7 2 (自発的整頓)



写真 7 3



写真 7 4 (横隊の左向き)



写真 7 5 (横隊の左向き)



写真 7 6 (奇数員の左足の踏み出し)



写真 7 7 (ごを組み側面縦隊)



写真 7 8 (側面縦隊の右向き)



写真 7 9 (側面縦隊の右向き)



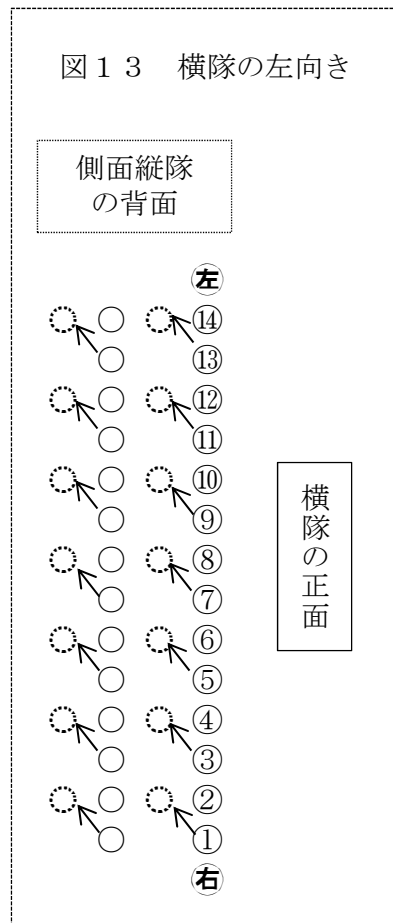
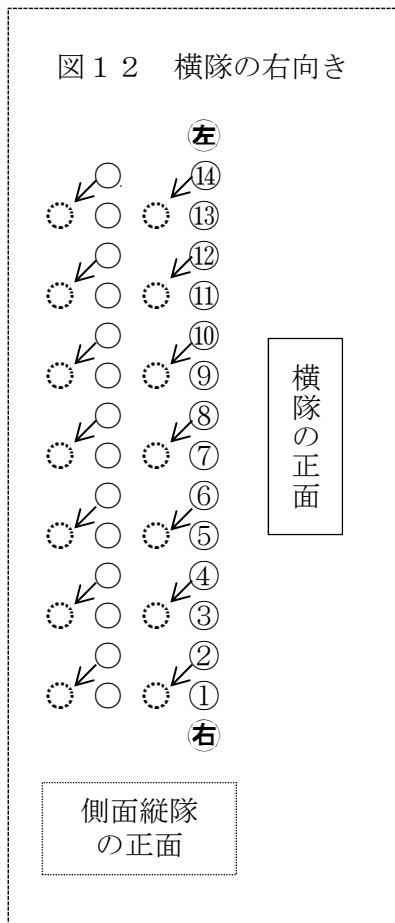
写真 8 0 (奇数員の右足の踏み出し)



写真 8 1 (ごを解き横隊)



写真 8 2 (自発的整頓)



イ 隊員は、号令により第16条に定める方法で右（左）向きする。（写真84、写真85）

ウ 縦隊で右（左）向きをしたときは、4列横隊となる。（写真85）

エ 4列横隊になった後、直ちに自発的整頓をする。（写真86）

右（左）向きした後、直ちに旧正面前列の4人は頭のみ右（左）に向ける。他の列員は、手を上げることなく、頭を旧正面前列員に向けてならう。



写真83



写真84（縦隊の右向き）



写真85（縦隊の右向きから4列横隊）



写真86（自発的整頓）

(7) 横隊及び側面縦隊の右（左）向きのポイント

ア 横隊の右（左）向きからごを組むためには、斜め右（左）に入るスペースが必要であることから、横隊の整頓時、必ず概ね1.1mの距離をとっておくこと。

イ ごを組むまたはごを解くための斜め右（左）への踏み出しは、1歩で行うものとする。

ウ 右（左）向きから斜め右（左）に1歩踏み出すときは、腕を振ることなく、手のひらを大腿部につけたままとする。

エ 横隊の左向きにおいて、横隊の最終列員が奇数員の場合、その者はそのまま動かないものとする。

オ 横隊から側面縦隊になったとき、隊員は指揮者の整頓の命令がない限り、動いてはならない。（原則、自発的整頓を行わない。）

カ 横隊の右（左）向きでごを組ませないようにする場合、指揮者は「そのまま、右

(左)向け—右(左)」と指示するものとする。側面縦隊からごを解かず右(左)向きさせる場合も同様とする。

(8) 縦隊の右(左)向きのポイント

ア 隊員は、号令で右(左)向きした後、直ちに自発的整頓をすること。

イ 自発的整頓をするときは、間隔を詰めないもの(概ね1.2mを保ったまま)とする。

2 横隊の後ろ向き

第53条

横隊で後ろ向きをしたときは、両翼分隊長及び欠ご〔・〕は前列につくものとする。

横隊で後ろ向きした際の両翼分隊長及び欠ごの行動について定めたものである。

<横隊の後ろ向きの要領(図14)>

- (1) 指揮者は、横隊を後ろ向きさせるとき、「まわれ—右」の号令をかける。(写真87)
- (2) 隊員は、第18条により後ろ向きとなる。(写真88)
- (3) 両翼分隊長及び欠ごは、横隊の後ろ向きと同時に2歩前進し、すり足で列につくものとする。(写真89、写真90)
- (4) 横隊の後ろ向きには、正面から背面に向く場合とその逆の場合がある。
- (5) 横隊の後ろ向き(正面から背面に向く場合)
両翼分隊長及び欠ごは、前列(旧後列)につくものとする。
隊員は、自発的整頓を行わないものとする。
- (6) 横隊の後ろ向き(背面から正面に向く場合)
ア 両翼分隊長及び欠ごは、前列につくものとする。
イ 右翼きょう導は、後ろ向きの後、2歩前進してすり足で前列につくと同時に頭を左に向けるものとする。(写真92、写真93)
ウ 左翼きょう導及び欠ごは、後ろ向きの後、2歩前進しすり足で前列につくと同時に、右手を腰に当て、頭を右に向けてならうものとする。(写真92、写真93)
- (7) 横隊の後ろ向きのポイント
ア 正面からの後ろ向き(背面)では、自発的整頓を行わないものとする。
イ 背面からの後ろ向きでは、直ちに自発的整頓を行うものとする。
ウ 横隊の背面方向の行進において、きょう導を左(旧右翼きょう導)にしている場合、停止と同時に列員は左に自発的整頓をするものとする。¹⁾
- (8) 側面縦隊及び縦隊における後ろ向きは、その隊形のままで行うものとする。

※写真は、中隊縦隊における通常点検の場面



写真 8 7



写真 8 8 (横隊の後ろ向き)



写真 8 9 (両翼分隊長、欠ごの行動)



写真 9 0



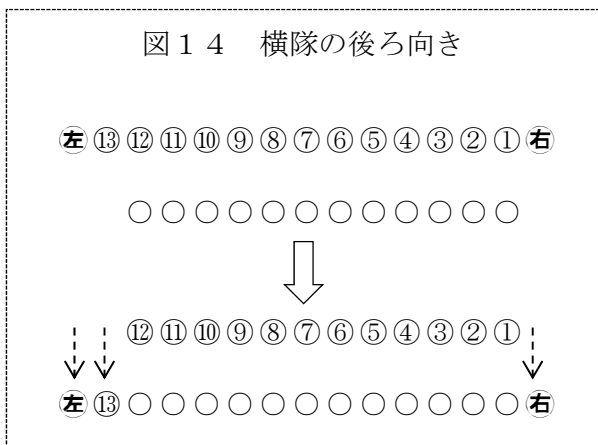
写真 9 1 (横隊の後ろ向き)



写真 9 2 (両翼分隊長、欠ごの行動)



写真 9 3 (自発的整頓)



<参考文献>

- 1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編（全国加除法令出版）P61,62

第5章 行進

1 横隊の直行進

第54条

横隊の直行進のきよう〔・・・〕導は、常に右方とし、特に左方とする場合または必要ある場合は、「きよう〔・・・〕導左」の号令による。

- 2 指揮者は、直行進の号令を下す前には、通常行進目標をきよう〔・・・〕導に示すものとし、小隊が一せい〔・・・〕に行進を起したときは、隊員はきよう〔・・・〕導にならつて行進し、きよう〔・・・〕導は、列員にかかわらず正規の歩調と速度を保つて、指示された目標に向い、又は正面と直角に行進する。

横隊の直行進について定めたものである。

横隊の直行進においては、指示のない限り常に進行方向の右方がきよう導となる。

正面方向への直行進においては、右翼分隊長がきよう導となる。

後ろ向きして背面方向への直行進においては、左翼分隊長がきよう導となる。

<横隊の直行進の要領>

- (1) 指揮者は、横隊を直行進させるには、第19条により「前へ一進め」の号令をかける。
- (2) 「前へ一進め」の号令により、隊員はきよう導にならい、第19条及び本条に定める方法で行進する。(写真94)
- (3) 指揮者は、横隊の直行進を停止させるには、第60条により「小隊一止まれ」の号令をかける。
- (4) 指揮者は、行進中に横隊を後ろ向きさせるには、第25条により「まわれ右前へ一進め」の号令をかける。
- (5) 「まわれ右前へ一進め」の号令により、隊員は第25条及び第53条、第55条の方法で後ろ向きして行進を続ける。



写真94 (横隊の直行進)

- (6) 背面方向への行進において、「きよう導左」の指示を受けた場合は、右翼分隊長がきよう導となり、他の列員は左方にならい行進する。

(7) 横隊の直行進のポイント

- ア 隊列の斉一性を保つため、特に基準となるきょう導は、正規の歩幅（概ね70cm）と歩調（1分間に概ね120歩）で行進すること。
- イ 隊員は、整頓翼の方にある列員にならない行進するものであるが、ならう際は横目で確認するようにし、頭を向けて確認してはならない。
- ウ 隊員は、常に整頓翼の方にある列員を意識して行進し、行き過ぎや遅れがないように注意すること。
- エ 行進目標の選定において、指揮者は努めて明瞭な目標を選ぶことが肝要である。¹⁾
- オ 行進目標の指示は、「目標何々」と明示すること。²⁾
- カ きょう導は、指示された目標に向かい正規の歩幅と歩調で行進し、列員はきょう導にならって正しく行進すること。
- キ 背面方向の行進において「きょう導左」の指示がある場合、行進の停止時には左方（右翼分隊長）にならない自発的整頓すること。³⁾

2 行進中の右（左）向き及び後ろ向き

第55条

横隊又は側面縦隊で行進中の小隊を、右（左）向きさせるには、「右（左）向け前へ一進め」の号令をかける。

- 2 隊員は、第52条第1項及び同条第2項の規定により、側面縦隊又は横隊を作り行進する。
- 3 縦隊で行進中の小隊を右（左）向きさせるには、第22条及び第52条第3項の規定により行なう。
- 4 行進中後ろ向きさせるには、第25条及び第53条の規定により行なう。

部隊（横隊、側面縦隊、縦隊）における、行進中の右（左）向きと後ろ向きについて定めたものである。

<横隊の右（左）向き及び後ろ向きの要領>

- (1) 指揮者は、横隊を右（左）向きさせるには、「右（左）向け前へ一進め」の号令をかける。（写真95）
- (2) 号令により、隊員は第22条の方法で一斉に右（左）向きし（写真96）、第52条第1項の方法でごを組み側面縦隊となり行進する。（写真97、写真98）
- (3) 右向きでごを組み行進する要領は、次のとおりである。
 - ア 右向き後、奇数員はそのままの歩幅と歩調で行進する。
 - イ 偶数員は、右向き後、奇数員の右に3歩から4歩大きく前進し、ご頭（旧正面前列員）にならないながら整頓し行進を続ける。（写真97）
 - ウ 行進間で側面縦隊となった場合、先頭分隊長は1、2歩やや大きく行進し、ご頭1番は徐々に概ね1.2mの距離をとるように行進する。（図15）

エ 後尾分隊長（旧左翼分隊長）は、前の列員が奇数員の場合、直ちに概ね1.2 m 取るよう調整し、行進を続ける。（図15）



写真95（横隊の行進における右向き）



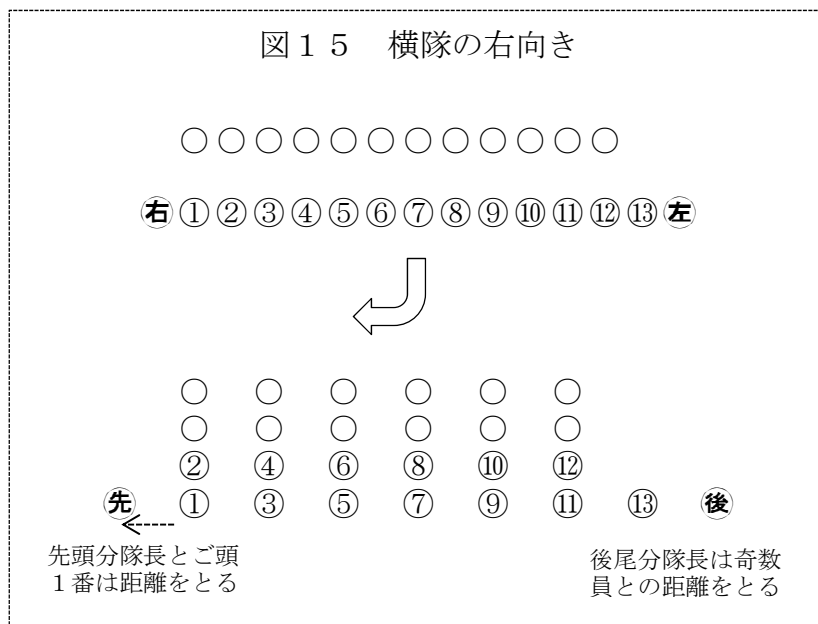
写真96（横隊の行進における右向き）



写真97（右向き後の偶数員の前進）



写真98（ごを組み側面縦隊で行進）



- (4) 左向きでごを組み行進する要領は、次のとおりである。
- ア 左向き後、偶数員はそのままの歩幅と歩調で行進する。

イ 奇数員は、左向き後、偶数員の左に3歩から4歩大きく前進し、ご頭（旧正面前列員）にならないながら整頓し行進を続ける。

(5) 指揮者は、横隊を後ろ向きにさせるには、「まわれ右前へ一進め」の号令をかける。

(6) 号令により、隊員は第25条の方法で一斉に後ろ向きとなり行進を続ける。

(7) 両翼分隊長及び欠ごは、後ろ向き後、第53条の方法で直ちに1、2歩大きく前進して前列につき、行進を続ける。(図14)

(8) 横隊の右(左)向き及び後ろ向きのポイント

ア 指揮者の右(左)向きの号令により、隊員は直ちに右(左)向けして、ごを組むこと。

イ 隊列の斉一性を保つため、先頭分隊長から後尾分隊長までの基準列員は、正しく距離をとって行進し、他の列員はご頭にならない行進すること。

ウ 列員がご頭にならう際は、横目で確認するようにし、頭を向けて確認してはならない。

<側面縦隊の右(左)向き及び後ろ向きの要領>

(1) 指揮者は、側面縦隊を右(左)向きさせるには、「右(左)向け前へ一進め」の号令をかける。

(2) 号令により、隊員は第22条の方法で一斉に右(左)向きし、第52条第2項の方法で、ごを解き横隊となり行進する。

(3) 横隊になった後、第38条第3項の方法で右翼分隊長とご頭1番の間隔を徐々に詰めるものとする。

(4) 指揮者は側面縦隊を後ろ向きにさせるには、「まわれ右前へ一進め」の号令をかける。

(5) 号令により、隊員はそのままの位置で後ろ向きして行進を続ける。

(6) 側面縦隊の右(左)向き及び後ろ向きのポイント

ア 指揮者の右(左)向きの号令により、隊員は直ちに右(左)向きして、ごを解くこと。

イ 隊列の斉一性を保つため、第56条のとおり旧正面列員にならないながら距離と間隔を調整し行進すること。

ウ 側面縦隊から横隊に変換した後の間隔の調整は、右方から徐々に行うものとする。

<縦隊の右(左)向き及び後ろ向きの要領>

(1) 指揮者は、縦隊を右(左)向きさせるには、「右(左)向け前へ一進め」の号令をかける。

(2) 号令により、隊員は基準第22条の方法で一斉に右(左)向きし、第52条第3項の方法で4列横隊となり行進する。

(4) 指揮者は縦隊を後ろ向きにさせるには、「まわれ右前へ一進め」の号令をかける。

(5) 号令により、隊員はそのままの位置で後ろ向きして行進を続ける。

(6) 縦隊の右(左)向き及び後ろ向きのポイント

- ア 指揮者の右（左）向けの号令により、隊員は直ちに右（左）向けして4列横隊で行進すること。
- イ 隊列の斉一性を保つため、第56条のとおり先頭分隊長の列（基準列）にならないながら距離と間隔を調整し行進すること。

3 側面縦隊及び縦隊行進中における整頓

第56条

側面縦隊及び縦隊の隊員は、常に旧正面または基準列員を基準に整頓しながら行進し、きよう〔・・・〕導の後方にある隊員は、きよう〔・・・〕導の進んだ線を踏み、その他の隊員は、前方の隊員の進んだ線を踏んで行進する。

先頭分隊長から後尾分隊長までの基準列員は、正規の距離を保ち行進すること。その他の列員は、基準列にならない整頓しながら行進すること。

基準列員にあつては、先頭分隊長が進んだ線を踏んで行進すること。その他の列員は、距離と間隔を保ちながら前方の隊員の進んだ線を踏んで行進すること。

4 縦隊の右（左）向け発進及び行進中の側面縦隊の左（右）向き停止

第57条

縦隊を停止間より行進を起すと同時に右（左）へ方向変換させるには、第21条の規定により行なう。

2 側面縦隊で行進中の小隊を止めて、直ちに横隊を作らせるには、「左（右）向け一止れ」の号令をかける。

3 隊員は、前項の号令で第52条第2項の規定により動作する。

縦隊の右（左）向け発進と、側面縦隊の左（右）向け停止から、ごを解かせて横隊を作ることについて定めたものである。

<縦隊の右（左）向け発進の要領>

- (1) 縦隊の右（左）向け発進は、短距離の行進に用いる。⁴⁾
- (2) 指揮者は、縦隊を停止間より行進させると同時に右（左）向きさせるには、「右（左）向け前へ一進め」の号令をかける。
- (3) 号令により、隊員は第21条の方法で4列横隊となり行進する。
- (4) 行進直後は、隊員間の距離が保てていない状態であるため、徐々に正規の距離（概ね1.1m）をとるものとする。

<側面縦隊の左（右）向け停止から、ごを解かせて横隊を作る要領>

- (1) 指揮者は、側面縦隊で行進中の小隊を止めて、直ちに横隊を作らせるには、「左（右）

向け一止れ」の号令をかける。(写真99)

(2) 号令により、隊員は第23条の方法で停止すると共に、第52条第2項の方法で、
ごを解き横隊となる。(写真100～写真102)

(3) 横隊となった後、隊員は直ちに自発的整頓を行うこと。(写真103)

(4) ポイント

行進中は概ね1.2mの距離をとって行進しており、左向け停止し横隊になった直後は、列員間で正規の間隔がとれていない。そのため、列員は右翼分隊長を基準として、直ちに自発的整頓を行い、正規の間隔をとること。



写真99 (側面縦隊の左向け停止)



写真100 (側面縦隊の左向け停止)



写真101 (側面縦隊の左向け停止)



写真102 (ごを解き横隊となる)



写真103 (自発的整頓)

5 斜行進

第58条

斜行進を行なう場合は、第24条の規定により行なうものとし、列員の肩は互に平行し、右（左）斜行進の場合は、列員の右（左）肩は右（左）列員の左（右）肩の後ろにならなければならない。

2 列員は、常に斜行する方向に整頓する。

斜行進について定めたものである。

<斜行進の要領>

- (1) 斜行進は、短距離の部隊移動に用いる。⁵⁾
- (2) 指揮者は部隊を斜行進させるには、第24条により、「斜めに右（左）へ一進め」の号令をかける。(写真104)
- (3) 号令により、隊員は第24条の方法で指示された方向に斜めに行進する。
- (4) 斜行進のポイント
 - ア 行進に際しては、隊列が乱れないように間隔と距離に留意しなければならない。
 - イ 斜め右方向の行進の場合、隊員は右方に整頓しながら行進すること。斜め左方向の行進の場合、隊員は左方に整頓しながら行進すること。
 - ウ 側面縦隊において、斜行進は行わないものとする。⁶⁾



写真104 (背面方向への直行進)



写真105 (背面方向へ斜行進)



写真106 (正面方向への斜行進)



写真107 (正面方向の直行進)

6 みち足

第59条

みち〔・・・〕足をさせるには、「歩調やめ」の号令をかける。

2 みち〔・・・〕足行進中は、許可なく話をしてはならない。

3 みち〔・・・〕足行進から速足行進をさせるには、「歩調とれ」の号令をかけた第19条の規定により速足行進に移る。

みち足は、「長距離の行進又は不整地等を行進する際に安易な姿勢で行進するもの」である。⁷⁾

<みち足の要領>

(1) 指揮者は、みち足をさせる場合、「歩調やめ」の号令をかける。

(2) みち足から速足行進をさせる場合、指揮者は「歩調とれ」の号令をかける。

(3) 隊員は、みち足行進中、許可なく話をしてはならない。

(4) かけ足行進時において、みち足は行わないものとする。⁸⁾

7 行進の停止

第60条

小隊を止まらせるには、「小隊一止まれ」の号令をかける。

2 小隊は停止し、横隊の場合列員は、各自整頓し、側面縦隊及び縦隊の場合列員は、そのままとする。

部隊の停止について定めてものである。

<行進の停止の要領>

(1) 指揮者は、小隊の行進を停止させるには、「小隊一止まれ」の号令をかける。

(2) 号令により、隊員は第20条の方法に準じて停止する。

(3) 横隊の場合は、停止後、直ちに自発的整頓を行うものとする。

(4) 側面縦隊及び縦隊の場合は、停止後、自発的整頓は行わず、指揮者の命令により整頓するものとする。

<参考文献>

1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」消防庁消防課編（全国加除法令出版）P63

2) 同 P63

3) 同 P61,62

4) 同 P65

5) 同 P66

6) 同 P66

7) 同 P67

8) 同 P67

第6章 方向変換、隊形変換等

1 横隊の方向変換

第61条

横隊を停止間及び行進中において方向変換させるには、「右（左）に向きを換え一進め」の号令をかける。

2 前項の号令で停止間の場合は、軸翼にある分隊長は右（左）向きをし、その他の隊員は半ば右（左）向きをして近みち〔・・〕を通り、逐次新線に至つて停止し、その右（左）列員に整頓する。

3 行進中においては、方向を換えながら新方向に行進する。

4 指揮者は、方向を換え終ろうとするとき、必要がある場合は、きよう〔・・・〕導を指示するものとする。

5 行進方向を換え、直ちに停止する必要があるときは、「右（左）に向きを換え一止まれ」の号令を下し、軸翼にある分隊長は、第23条第2項の要領で停止し、列員は、新線に至り停止し、その右（左）列員に整頓する。

6 半ば右（左）に方向を変換させるには、「半ば右（左）に向きを変え一進め」の号令をかける。ただし、45度以外の方向変換は、目標を示したのち、号令をかける。

7 前項の号令で隊員は、第2項から第5項までの要領により動作する。

横隊の方向変換について定めたものである。

右向きにおいては右翼分隊長、左向きにおいては左翼分隊長が軸翼となり、90度（右（左）向き）または45度（半ば右（左）向き）方向変換する。

<停止間における方向変換の要領>

(1) 指揮者は、横隊を90度方向変換させるには、「右（左）に向きを換え一進め」の号令をかける。横隊を45度方向変換させるには、「半ば右（左）に向きを換え一進め」の号令をかける。（写真108）

45度以外の方向変換は、目標を示した後、号令をかける。

(2) 号令により、軸翼分隊長は所定の角度で右（左）に向きを変え、頭を左（右）に向けて列員を迎え入れる。「右（左）に向きを換え一進め」の号令では、第16条により、右（左）に向きを変える。「半ば右（左）に向きを換え一進め」の号令では、第17条により、半ば右（左）に向きを変える。（写真109）

軸翼分隊長が方向変換した後のかかとの線が新整頓線となる。（図16）

(3) 横隊の右方向への変換（右向き、半ば右向き）※説明は45度の方向変換

ア 右翼分隊長は、号令によりその場で半ば右に向きを変え、直ちに頭のみ左に向け、前列員を迎え入れる。（写真109、写真110）

イ 後列1、2番を除くその他の列員は、半ば右に向きを変え、足を引きつけた後、

新整頓線に向かって最短距離を速足で進む。(写真110)

ウ 後列1、2番の列員は、他の列員と逆方向に小角度で向きを変え、足を引きつけた後、新整頓線に向かって最短距離を速足で進む。(写真109)

エ 後列1番員は、新整頓線において前列1番員と重なり正しく距離をとり、頭を左に向けて自発的整頓を行う。

オ 列員は、新整頓線の半歩手前で停止し、第51条第3項の方法により、静かにすり足で新整頓線につき、順次自発的整頓を行う。(写真111、写真112)

※写真は、停止間における半ば右(左)向けの方向転換



写真108 (半ば右向きの方角変換)



写真109 (半ば右向きの方角変換)



写真110 (新整頓線に向かい速足行進)



写真111 (新整頓線における自発的整頓)



写真112 (新整頓線における自発的整頓)



写真113 (半ば左向きの方角変換)



写真114 (半ば左向きの方向変換)



写真115 (新整頓線における自発的整頓)



写真116 (新整頓線における自発的整頓)



写真117 (新整頓線における自発的整頓)

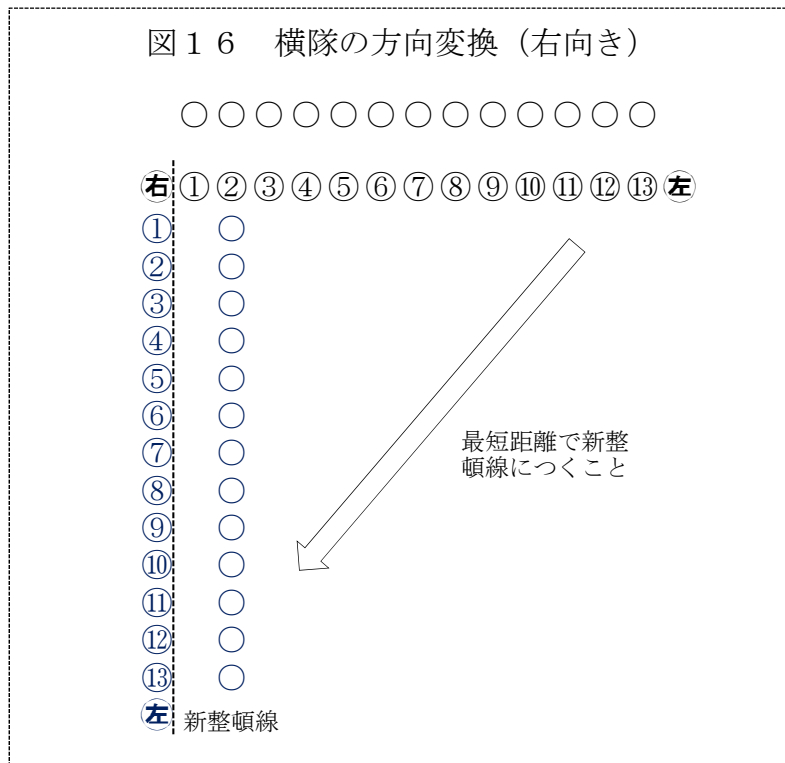


写真118 (方向変換後の横隊)

(4) 横隊の左方向への変換 (左向き、半ば左向き) ※説明は45度の方向変換

- ア 左翼分隊長は、号令によりその場で半ば左に向きを変え、直ちに右手を腰に当てると同時に頭を右に向け、前列員を迎え入れる。(写真114、写真115)
- イ 後列左翼2名を除くその他の列員は、半ば左に向きを変え、足を引きつけた後、新整頓線に向かって最短距離を速足で進む。(写真115)
- ウ 後列左翼2名は、他の列員と逆方向に小角度で向きを変え、足を引きつけた後、新整頓線に向かって最短距離を速足で進む。(写真114)
- エ 後列最左翼員は、右手を腰に当て、前列員と重なり正しく距離をとった後、頭を右に向けて自発的整頓を行う。

オ 列員は、新整頓線の半歩手前で停止し、第51条第3項の方法により、静かにすり足で新整頓線につき、順次自発的整頓を行う。(写真115、写真116)



- (5) 隊員の自発的整頓の方向は、第58条第2項のとおり常に斜行する方に整頓する。¹⁾
- (6) 指揮者は、隊員を速やかに新整頓線につかせる場合、「右(左)に向きを換え一かけ足一進め」の号令をかける。²⁾
- (7) 「右(左)に向きを換え一かけ足一進め」の「進め」の動令により、軸翼分隊長は、右(左)に向きを変え、頭を左(右)に向けて列員を迎え入れる。軸翼分隊長は、予令で両手を腰に当てることはしない。
- (8) 軸翼分隊長以外の列員は、「右(左)に向きを換え一かけ足一進め」の「右(左)に向きを換え一かけ足」の予令で両手を腰に当て、「進め」の動令により、半ば右(左)に向きを変え、足を引きつけた後、かけ足で新整頓線につく。
- (9) 停止間における方向変換のポイント
- ア 軸翼分隊長の方向変換の角度が部隊全体の方向を決めることから、軸翼分隊長は正しい角度で方向変換すること。
- イ 軸翼分隊長以外の列員は、斜行進の要領で行進するものであるが、最短距離を通り正面に向いて新整頓線につくものとする。
- ウ 軸翼分隊長以外の列員は、新整頓線の半歩手前で停止して、すり足でつくものとし、新整頓線を行き過ぎることがないようにすること。
- エ 新整頓線上における整頓は、第48条第2項により、正規の間隔と距離をとるものとする。

<行進間における方向変換の要領>

- (1) 指揮者は、行進中に横隊を方向変換させるには、「右（左）に向きを換え一進め」の号令をかける。(写真120)
- (2) 軸翼分隊長は、予令で第19条第2項のとおり速足行進し、動令により第22条第2項の方法で方向変換した後も速足行進を続ける。(写真120～写真123)
- (3) 軸翼分隊長以外の列員は、予令で両手を腰に当て、「進め」の動令により、かけ足行進する。(写真120、写真121)
軸翼分隊長以外の列員は、新整頓線の1歩手前で正面向きとなって速足行進に移り、軸翼分隊長に整頓しながら行進を続ける。(写真123、写真124)
- (4) 指揮者は、行進中に横隊を半ば右（左）方向に変換させるには、「半ば右（左）に向きを換え一進め」の号令をかける。
- (5) 軸翼分隊長は、「半ば右（左）に向きを換え」の予令で第19条第2項のとおり速足行進し、「進め」の動令により、第24条第2項の方法で方向変換した後も速足行進を続ける。
- (6) 軸翼分隊長以外の列員は、予令で両手を腰に当て、「進め」の動令により、かけ足行進する。そして、新整頓線の1歩手前で正面向きとなって速足行進に移り、軸翼分隊長に整頓しながら行進を続ける。
- (7) きょう導を左にとって行進中、「左に向きを換え一進め」の号令で方向変換し行進を続ける場合は、再びきょう導を左にとらない限り、右方にならい整頓するものとする。³⁾
- (8) きょう導を左にとって行進中、「右に向きを換え一進め」の号令で方向変換した後は、右方にならい整頓するものとする。⁴⁾
- (9) 行進中に方向変換を行い、直ちに部隊を停止させる場合は、「右に向きを換え一止まれ」の号令をかける。
- (10) 「右に向きを換え一止まれ」の号令により、隊員は第23条第2項の方法で停止し、自発的整頓を行う。
- (11) 行進間における方向変換のポイント
方向変換した後、行進しながら整頓する方法は、横目できょう導側の列員を確認するものとし、頭を動かさないようにすること。



写真119 (横隊の直行進)



写真120 (横隊の方向変換)



写真121 (横隊の方向変換)



写真122 (新整頓線へのかけ足移動)



写真123 (速足行進へ移行)



写真124 (方向変換後の直行進)

2 側面縦隊及び縦隊の方向変換

第62条

側面縦隊及び縦隊を方向変換させるには、「くみぐみ〔・・・〕右(左)へ一進め」の号令をかける。

2 行進中においては、先頭ご〔・〕は小さな環形を歩み、旋回軸にある列員は、最初の数歩をちぢめ、外翼にある列員は、正規の歩幅で行進し、常に旋回軸の方に整頓しつつ右(左)に向きを変えて行進する。この際各ご〔・〕は、前のご〔・〕と同じ所に至つて同じ方法で向きを変える。

3 停止間においては、前項に準じて動作し、部隊の深さだけ前進し指揮者の指示により停止する。

側面縦隊及び縦隊の方向変換について定めたものである。

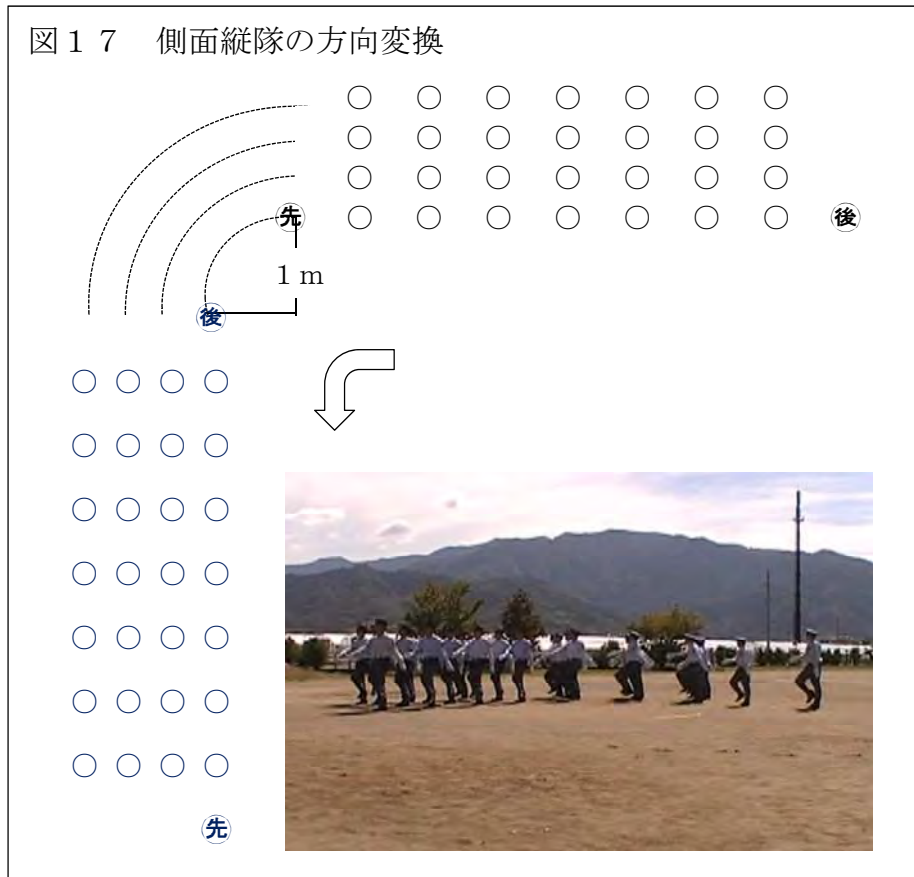
側面縦隊及び縦隊の方向変換は、各ごが小環形を歩いて行うものとする。

号令により、先頭ごは直ちに小環形を歩いて方向変換する。その他のごは、先頭ごが方向変換した場所に来たときに方向変換するものとする。(図17)

<側面縦隊及び縦隊の方向変換の要領>

(1) 指揮者は、側面縦隊及び縦隊を方向変換させるには、「くみぐみ右(左)へ一進め」の号令をかける。(写真125)

図 1 7 側面縦隊の方向変換



- (2) 号令により、直ちに先頭ごの旋回軸にある列員は、外翼にある列員と歩調の調節を図りながら、半径 1 m の円周上を 7 歩程度で歩いて方向変換する。(写真 1 2 6、写真 1 2 7)
- (3) 先頭ごの外翼にある列員は、旋回軸にある列員に整頓しながら、正規の歩幅で行進し方向変換する。
- (4) 先頭ごのその他の列員は、旋回軸にある列員に準じ歩調の調節を図りながら行進する。



写真 1 2 5 (側面縦隊の左向き)



写真 1 2 6 (側面縦隊の左向き)



写真127 (側面縦隊の左向き)



写真128 (側面縦隊の左向き)



写真129 (側面縦隊の左向き)

- (5) 先頭ご以外のごは、先頭ごが方向変換した場所に来たとき、順次方向変換する。
- (6) 停止間において、側面縦隊及び縦隊の向きを変え、その後前進させない場合には、「くみぐみ右(左)へ一進め」の号令をかけ、後尾分隊長が回りきったとき、「止れ」と指示し停止させるものとする。
- (7) 側面縦隊及び縦隊の方向変換のポイント
 - ア この4人一組は、旋回軸にある列員を基準に行進し、横並びで小環形を旋回すること。
 - イ 行進中に整頓するときは、頭を向けることなく、横目で基準列にならうこと。

3 側面縦隊及び縦隊の半ば方向変換

第63条

側面縦隊及び縦隊を半ば右(左)へ方向変換させるには、「くみぐみ[.....]半ば右(左)へ一進め」の号令をかける。

ただし、45度以外の方向変換は、目標を示したのち、この号令をかける。

- 2 側面縦隊及び縦隊は、前項の号令で、前条に定める側面縦隊及び縦隊の方向変換の要領に準じておおむね45度右(左)へ向きを変えて前進し、45度以外の方向変換は、あらかじめ示された新目標に向つて前進する。

側面縦隊及び縦隊の半ば方向変換及び45度以外の方向変換について定めたものである。半ば及び45度以外の方向変換の要領は、第62条第2項に準じて行うこと。

45度以外の方向変換は、目標を示した後、号令をかけること。

4 側面縦隊の横隊変換

第64条

側面縦隊から同方向に横隊を作らせるには、「左（右）へ並び一進め」の号令をかける。

2 前項の号令で先頭分隊長は、停止間の場合はそのままとし、行進中の場合は続けて行進し、列員は、ご〔・〕を解きながら近みち〔・・〕をとおつて横隊を作り、きよう〔・・・〕導に整頓する。

3 側面縦隊で行進中同方向に横隊を作り直ちに停止させるには、「左（右）へ並び一止まれ」の号令をかける。

4 先頭にある分隊長は、直ちに停止し、列員は、ご〔・〕を解いて近みち〔・・〕をとおつて横隊を作り、きよう〔・・・〕導にならない整頓する。

側面縦隊の横隊変換について定めたものである。

<停止間の側面縦隊の横隊変換の要領（図18）>

- (1) 指揮者は、側面縦隊から同方向に横隊を作らせるには、「左（右）へ並び一進め」の号令をかける。
- (2) 号令により、先頭分隊長はその場から動くことなく、頭のみ左（右）に向け、列員を迎え入れる。
- (3) 先頭ご外側列員及び次のご外側列員を除く列員は、半ば左（右）に向きを変え、足を引きつけた後、速足でごを解きながら最短距離を通過して新整頓線に進み整頓する。
- (4) 先頭ご外側列員及び次のご外側列員は、適当な角度向きを変え、足を引きつけた後、速足でごを解きながら最短距離を通過して新整頓線に進み整頓する。
- (5) 停止間の側面縦隊の横隊変換のポイント
 - ア この要領は、第52条第2項（側面縦隊の左（右）向き）と第61条（横隊の方向変換）の動作に準じて行うものである。⁵⁾
 - イ 列員は、新整頓線の半歩手前で停止し、第51条第3項の要領で、静かにすり足で新整頓線について自発的整頓を行うこと。
 - ウ この隊形変換は、背面向きで隊形を変える動作が容易に行われないため、特別必要な場合以外は背面向きで行わないものとする。⁶⁾

<行進間の側面縦隊の横隊変換の要領（図19）>

- (1) 指揮者は、側面縦隊から同方向に横隊を作らせるには、「左（右）へ並び一進め」の号令をかける。（写真130、写真131）

(2) 号令により、先頭分隊長はそのままの方向に、第19条第2項の要領で行進を続ける。(写真131、写真132)

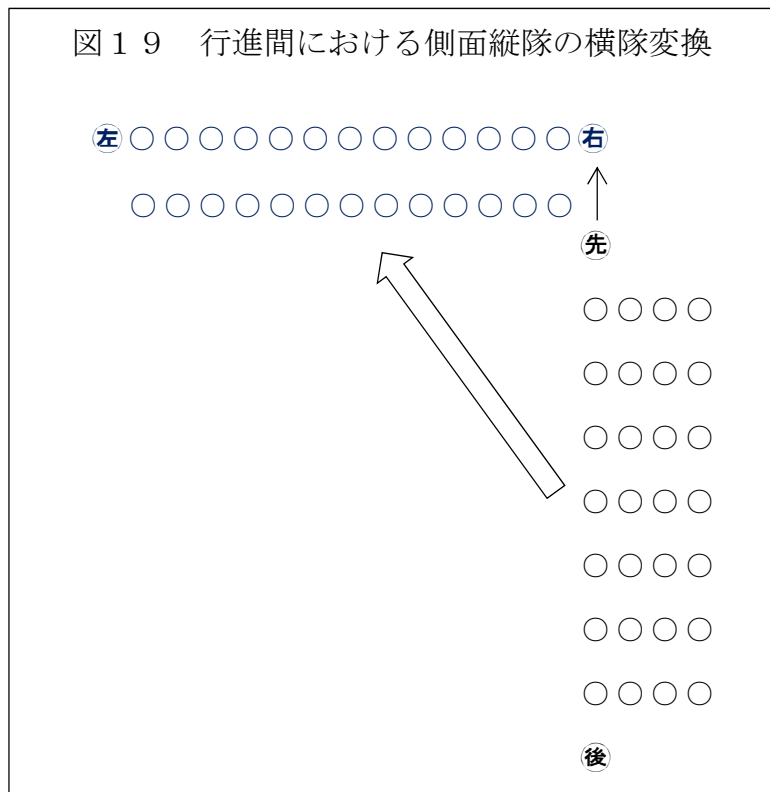
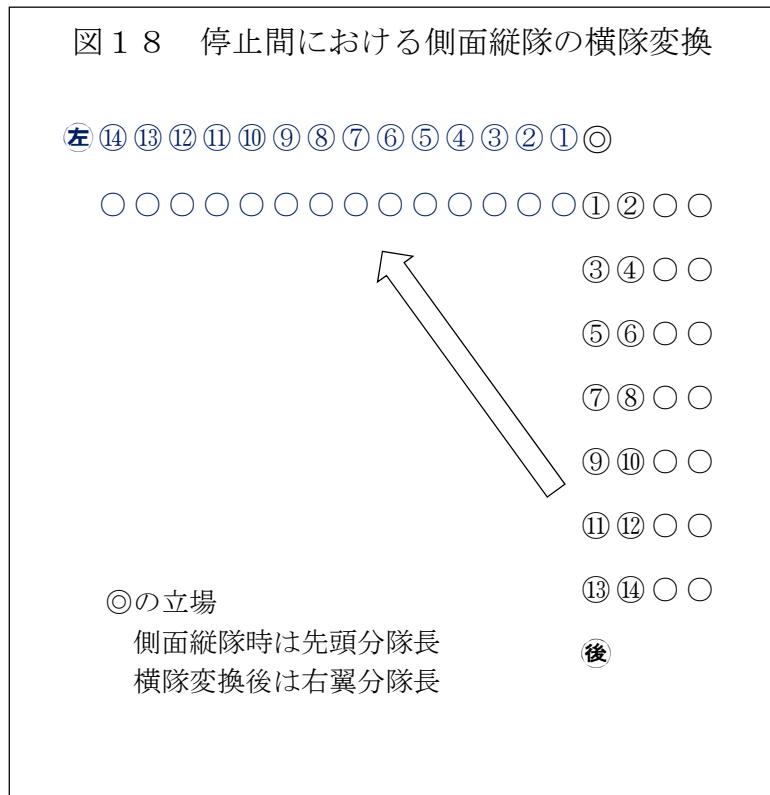




写真130 (側面縦隊の行進)



写真131 (側面縦隊の行進)

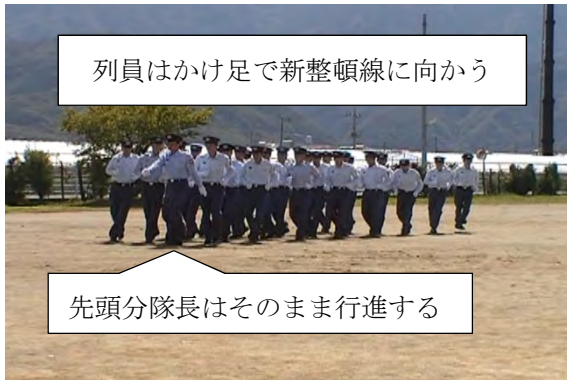


写真132 (側面縦隊から横隊に変換)



写真133 (側面縦隊から横隊に変換)



写真134 (側面縦隊から横隊に変換)



写真135 (横隊の直行進)

- (3) その他の列員は、予令で両手を腰に上げ自然に振り、動令で1歩踏み出した後、かけ足で最短距離を通過して新整頓線の1歩前まで前進して速足となり、右列員に整頓しながら行進を続ける。(写真131～写真134)
- (4) 側面縦隊で行進中、同方向に横隊を作り直ちに停止させるには、「左(右)へ並びー止まれ」の号令をかける。

5 行進中の横隊の側面縦隊変換

第65条

行進中の横隊を、同方向に側面縦隊として行進させるには、「右(左)向けくみぐみ〔・・・・〕左(右)へー進め」の号令をかける。

2 小隊は、右(左)向きをして側面縦隊となり、ついで第62条の側面縦隊の規定によつて方向を換え続けて行進する。

行進している横隊を右（左）向きさせて側面縦隊とし、直ちに方向変換させる方法について定めたものである。

＜行進中の横隊の側面縦隊変換の要領＞

- (1) 指揮者は、行進中の横隊を側面縦隊とし、直ちに方向変換させるには、「右（左）向けくみぐみ左（右）へ一進め」の号令をかける。
- (2) 号令により、隊員は第55条第2項のとおり側面縦隊となる。
- (3) 先頭分隊長は、右（左）を向き、そのまま第62条第2項のとおり、小環形を7歩程度で歩き方向変換する。
- (4) 先頭分隊長以外のご頭は、先頭分隊長が方向変換した位置で、第62条第2項のとおり方向変換する。
- (5) 行進中の横隊の側面縦隊変換のポイント
 - ア この要領は、第55条第1項及び第2項と第62条第1項及び第2項の動作を連続して行うものである。
 - イ 隊員は、指揮者の号令（動令）がどちらの足でかかっても、速やかに右（左）向け動作を行い隊形変換し、方向変換すること。

6 解散

第66条

小隊を解散させるには、「別れ」の号令をかける。

- 2 小隊長が前項の号令をかけたときは、隊員は、小隊長に対して各個の敬礼をして別れる。

小隊を解散させることについて定めたものである。

＜解散の要領＞

- (1) 指揮者は、小隊を解散させるには、「別れ」の号令をかける。（写真136）
- (2) 号令により、隊員は第16条第2項の方法で適当な角度で右（左）向けして指揮者に正対し、第143条第1項（挙手注目の敬礼）または同条第3項（15度の敬礼）の敬礼を行う。（写真137、写真138）
- (3) 指揮者は、第142条により、隊員に対し答礼（挙手注目の敬礼または15度の敬礼）を行う。（写真139～写真143）
- (4) 隊員は、指揮者の答礼後、基本の姿勢をとり、正面に戻る。（写真144、写真145）
- (5) 解散のポイント
 - ア 解散時の敬礼は、通常、挙手注目の敬礼とする。
 - イ 右手に物品を所持している場合、脱帽時の敬礼は、15度の敬礼とする。
 - ウ 指揮者の答礼₇₎

(ア) 隊の中央を見て、挙手注目 of 敬礼をする。(写真139)

(イ) 挙手注目 of 敬礼のまま、体幹を左方に捻り、右翼分隊長(別に指揮者がいる場合はその者)に注目する。(写真140)

(ウ) 次に、体幹を右に捻りながら隊の全体を見通して左翼に至る。(写真141)

(エ) 最後に、正面に向いて隊の中央を見た後(写真142)、右手をおろして基本 of 姿勢となり(写真143)、答礼を終わる。



写真136 (解散の号令)



写真137 (指揮者に正対)



写真138 (隊員の敬礼)



写真139 (指揮者の答礼・隊の中央)



写真140 (指揮者の答礼・右翼側)



写真141 (指揮者の答礼・左翼側)



写真1 4 2 (指揮者の答礼・隊の中央)



写真1 4 3 (指揮者の答礼の終了)



写真1 4 4 (隊員の敬礼終了)



写真1 4 5 (隊員は正面に戻る)

<参考文献>

- 1) 「新訂 詳解 消防訓練礼式の基準」 消防庁消防課編 (全国加除法令出版) P69
- 2) 同 P69
- 3) 同 P69
- 4) 同 P69
- 5) 同 P73
- 6) 同 P73,74
- 7) 同 P131

消防訓練礼式

部隊訓練（小隊訓練）編

平成26年3月18日発行 初版

発行者 山梨県消防学校
〒409-3834
山梨県中央市今福991番地
055-273-4078

撮影協力者 同消防学校平成21年度初任教育（第52期）学生
同消防学校平成24年度初任教育（第55期）学生

本書の消防職団員の教育訓練以外での使用、本文、画像の全部及び一部の複写、転写はお断りします。これらの許諾については、山梨県消防学校教務スタッフまでご照会ください。